

The Japanese Society of Pathology

Seidoumae Bldg. 7F, 1-2-5 Yushima,
Bunkyo-ku, Tokyo 113-0034, Japan
Tel:+81-3-6206-9070 Fax:+81-3-6206-9077
E-mail:jsp-admin@umin.ac.jp
<http://pathology.or.jp/>



一般社団法人 日本病理学会

〒113-0034
東京都文京区湯島 1-2-5 聖堂前ビル7階
Tel:03-6206-9070 Fax:03-6206-9077
E-mail:jsp-admin@umin.ac.jp
<http://pathology.or.jp/>

令和2年3月26日

厚生労働省医政局医事課長 殿

一般社団法人日本病理学会

理事長 北川昌伸



病理学的診断等について

平成元年12月20日付けにて日本病理学会総務幹事の町並陸生より「病理診断を行うことは医行為であると考えがどうか」との疑義照会に関して、同年12月28日付け（医事第90号）で厚生省健康政策局医事課長より「貴見のとおりである」との回答を得た。

また、平成20年医療法施行令の改正（平20政令36）により病理診断科が診療科名として認められた。

（質問事項）

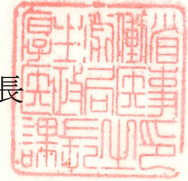
患者の病理診断に関し、採取後の検体を検査する行為（例えば標本作製、免疫染色や細胞診、遺伝子検査など）及び標本の病理学的所見を客観的に記述する行為（例えば異型細胞が多い、好中球浸潤が多いなど）は医行為に該当せず、衛生検査所において実施することは問題ないが、その検査結果に基づいて、患者に対して、医学的判断を伴う罹患の可能性の提示や診断（病理学的診断）を行う行為は、人体に危害を及ぼすおそれのある行為であり、これを反復継続する意思を持って行った場合は、医師法に規定する医業に該当するため、医療法に基づく許可又は届出がなされた病院又は診療所において、医師が実施する必要があると考えがどうか。

以上

医政医発0327第3号
令和2年3月27日

一般社団法人日本病理学会 理事長 北川昌伸 殿

厚生労働省医政局医事課長



疑義照会への回答について

令和2年3月26日付けの疑義照会については、貴見のとおりである。